

京都市環境基本計画

2016～2025

地球環境に暮らしが豊かに調和する
『環境共生と低炭素のまち・京都』



平成28年3月



京都市
CITY OF KYOTO

環境基本計画の改定に当たって



京都市長

門川 大作

「DO YOU KYOTO？」（環境にいいことしていますか？）

京都議定書にちなんで生まれたこの合言葉が、最近では市民の皆様はもちろん、国内外の多くの方々にも浸透してきたことを肌で感じています。誠に嬉しい限りです。

今から19年前の平成9年12月、世界の国々が初めて温室効果ガスの削減目標に合意し、誕生した「京都議定書」。昨年12月には、本市の姉妹都市であるフランス・パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、途上国を含む全ての国・地域が参加する新たな枠組み「パリ協定」へと大きく飛躍を遂げました。先日、パリ市のアンヌ・イダルゴ市長が京都市役所にお越しになった際には、これをきっかけに環境問題でも一層の協力を重ねていこうという固いお約束を交わしたところでした。

言うまでもなく、地球温暖化は世界共通の最も憂慮すべき問題の一つです。国内においても、記録的な猛暑や集中豪雨など、その影響によると考えられる事態が近年顕在化しており、あらゆるレベルでの早急な対応が求められています。また、将来にわたり持続可能な社会を築いていくためには、更なるごみの減量や資源・エネルギーの有効利用、自然やその中に暮らす生きものを大切にすることも重要です。

これらの課題を解決し、先人により大切に守られてきた健全で恵み豊かな環境を未来に引き継いでいくためには、行政だけでなく、市民の皆様お一人お一人が環境問題を「自分ごと」「みんなごと」として捉え、共に取り組んでいく必要があります。

そこで、この度の改定に当たっては、全ての皆様にとってより親しみやすく、分かりやすい、さらにはお一人お一人の行動の実践につなげることのできる計画として策定しました。具体的には、低炭素社会・循環型社会の構築や自然・生活環境の保全といった環境分野別の取組に加え、環境保全活動を主体的に行うことのできる「ひとづくり」や、市民、事業者、大学、環境団体等と行政が協働する「しくみづくり」を推進していくこととしています。

本計画の下、京都議定書誕生の地として、今後も市民の皆様と共に汗しながら、「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」の実現を目指して全力を尽くしてまいります。引き続き、皆様の御支援、御協力をお願いいたします。

結びに、この度の改定に多大の御尽力を賜りました京都市環境審議会の委員の皆様をはじめ関係者の皆様、貴重な御意見、御提案をお寄せくださいました皆様に、心から御礼申し上げます。

<目 次>

環境基本計画の改定に当たって	1
私たちが目指す環境のすがた（ワークショップでの御意見を交えて）	4
第1章 環境基本計画について	6
1 基本的事項	6
2 前計画の進捗状況	7
第2章 京都市が目指す環境像	8
1 基本理念	8
2 目指す環境像	8
3 目指す環境像の実現に向けて	8
第3章 施策体系	9
<u>長期的目標1</u> 持続的な発展が可能となる低炭素のまち	10
<u>長期的目標2</u> 自然環境と調和した快適で安全・安心なまち	12
<u>長期的目標3</u> 資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図る循環型のまち	14
<u>長期的目標4</u> 環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり	16
第4章 環境配慮指針	18
1 環境配慮の基本的な考え方	18
2 各主体の環境配慮指針	18
第5章 計画の推進	20
1 計画推進の基本的な考え方	20
2 計画の推進体制	20
3 計画の進行管理	20

【資料編】

1	環境基本計画に関する計画等	2 2
2	京都市環境基本条例（抄）	2 3
3	改定の経過	2 4
4	京都市環境審議会等委員名簿	2 5

■ 私たちが目指す環境のすがた（ワークショップでの御意見を交えて）

環境基本計画を改定するに当たり、子どもたちや、一般市民を対象としたワークショップを開催し、私たちがどのような環境を目指していくべきか、京都市が目指す環境像の具体的なイメージについて、御意見をいただきました。

ここでは、私たちが目指す環境のすがたについてのイラストを、ワークショップでいただいた主な御意見を交えながら御紹介します。

〈ワークショップの様子〉



〈子どもたちからの御意見〉

地球温暖化を防ぐ

- 暑すぎない京都、涼しくしてほしい
- 電車やバスを中心に使って普段は歩く
- 「自転車の日」を作って、その日は自動車に乗れないことにする

豊かな自然や快適なまちの環境を守る

- 自然が身近にあり、田舎みたいなのどかなまち
- 星がたくさん見える空、流れ星や天の川が見える
- 空がいつも青くて空気がおいしい
- 川の水がきれい魚がいっぱい、ホテルがいて、川遊びもできる
- 生きものがたくさんいる京都
- 森林や動物を守る
- 蝶々がいっぱい飛び、クワガタやカブトムシが捕れる
- 自然や緑、花や木がいっぱい
- ロープウェイから美しい自然が見られる
- 神社や昔からあるものを大事にする
- 公園や遊ぶところがたくさんある

循環型のまちでゴミを減らす

- ゴミがあまり出ない、きれいなまち
- 町じゅうを掃除する

みんなで環境保全を実践する

- みんなでボランティアをする
- 近所の畑でとれた野菜をたくさん食べる
- 安心して住める京都の環境をつくる

地球環境に暮らしが豊かに調和する 『環境共生と低炭素のまち・京都』



〈一般市民からの御意見〉

地球温暖化を防ぐ

- 水素ステーションが整備されている
- 省エネと太陽光、小水力、ごみ発電が進み、原子力に依存しない
- パークアンドライド、自転車や徒歩での移動、地下鉄と自転車での移動がしやすいまち

豊かな自然や快適なまちの環境を守る

- 光化学スモッグが少なく空気が澄んでいる
- 夜になれば星がよく見える
- 桜、紅葉、雪など四季の移ろいを身近に感じる
- 里山、放置された森林がよみがえる
- 魚が泳ぎ、カワセミ、トンボ、ホタルがいる川
- 絶滅危惧種が保護され、生態系が維持されている
- 自然環境と、まちの釣り合いが取れている
- 屋上緑化や都市公園など、土や緑が身近にある
- 歴史、文化、伝統行事を後世に伝える
- 木造家屋の多い街並み

循環型のまちでゴミを減らす

- さまざまな種類のリサイクルを町じゅうで徹底
- 不法投棄が少なく、ごみはきれいに処理

みんなで環境保全を実践する

- 環境教育が盛ん
- 市民みんなで協力し、環境を守る社会
- 環境を良くする研究が世界最高水準になっている
- 身近にできた作物を食べられる
- 訪れた観光客がきれいだとほめるまち

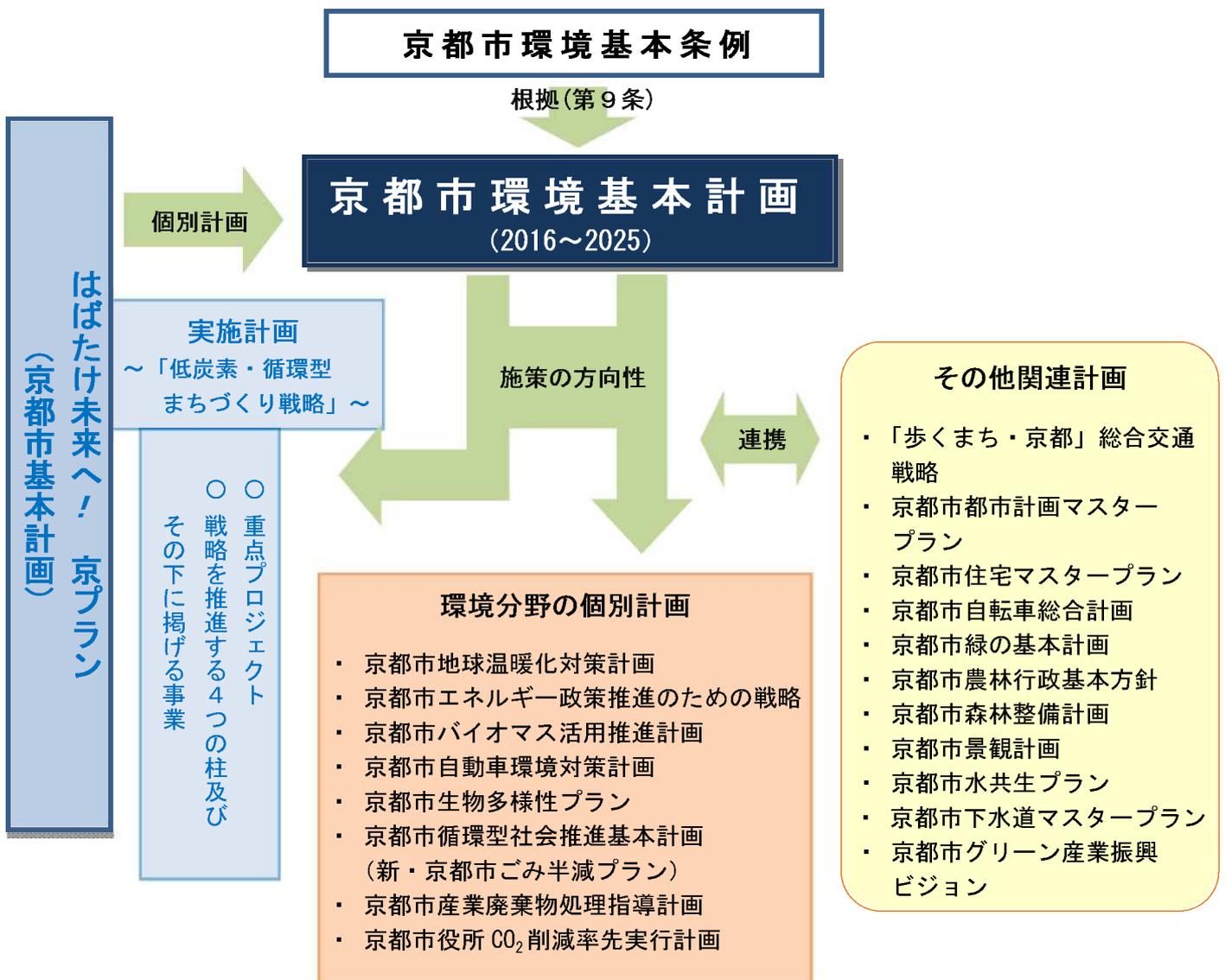
第1章 環境基本計画について

1 基本的事項

本計画は、京都市環境基本条例（平成9年4月施行）第9条の規定に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び個別の分野の施策の大綱（基本施策）などを示す環境行政のマスタープランとして策定するものであり、「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」の個別計画であるとともに、環境分野の個別計画の上位計画として施策の方向性を示すものです。

計画期間は、2016（平成28）年度から2025（平成37）年度までの10年間とします。

なお、基本施策（「第3章 施策体系」を参照）の下で推進される、具体的な施策・取組は、「はばたけ未来へ！ 京プラン」の実施計画や、環境分野の個別計画において別に示すこととします。

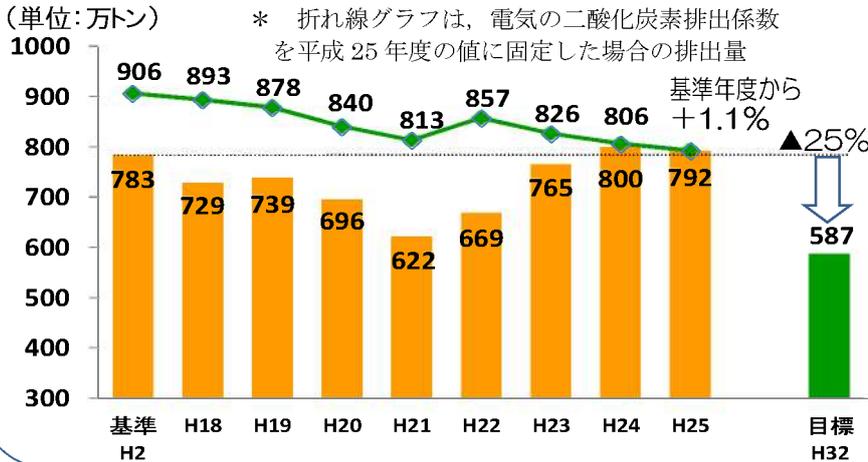


2 前計画の進捗状況

前計画（「京の環境共生推進計画」（平成 18～平成 27 年度））における各分野の進捗状況のポイントは、次のとおりです。

■ 地球温暖化対策の推進

○ 温室効果ガス総排出量の推移



エネルギー総消費量は減少しているものの、火力発電への依存度の高まりに伴う電気の二酸化炭素排出係数の増加により、温室効果ガス総排出量は、基準年度に比べ増加

<課題>

特に家庭部門及び業務部門において排出量が増加しているため、更なる取組が必要である。

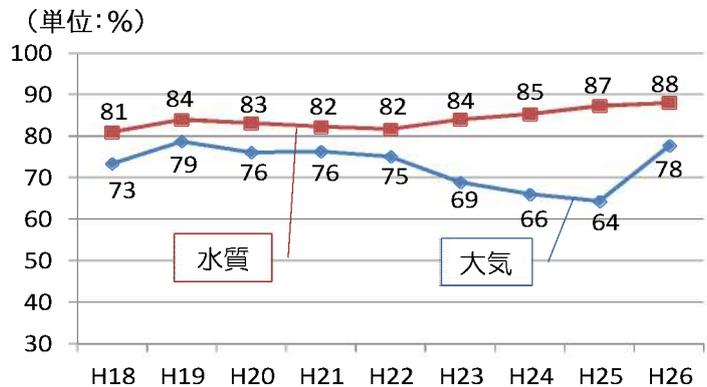
■ 生活環境・自然環境の保全

京都市環境保全基準の達成状況について、大気は平成 24 年度から測定を開始した PM2.5 の達成率の変動等の影響を受けている。水質は良化傾向で推移

<課題>

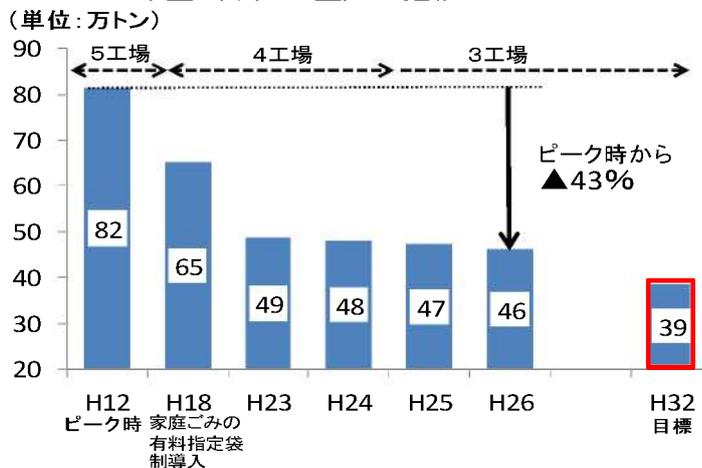
引き続き、市保全基準未達成の項目に対する取組や、生物多様性の保全に関する取組等を推進する必要がある。

○ 市保全基準達成状況の推移



■ 循環型社会の構築

○ ごみ量（市受入量）の推移



市民・事業者の皆様の御理解、御協力により、ごみ量（市受入量）はピーク時から 4 割以上減少しているものの、ここ数年はごみの減量がわずかな量にとどまっている。

<課題>

資源・エネルギーの有効利用と環境負荷のより一層の低減を図るとともに、ごみ処理コストの削減や、最終処分場をできるだけ長く使用するためには、ごみ減量を加速させる必要がある。

■ 環境教育の推進・環境保全活動の促進

<課題>

各事業や学校教育の場で環境教育の取組を進めているが、持続可能な社会を目指すうえで、環境の保全に関する行動の活性化が重要であることから、環境教育をライフステージに応じて系統的かつ統合的に推進するとともに、各主体による環境保全活動の協働取組を進めていく必要がある。

第2章 京都市が目指す環境像

1 基本理念

私たち人類は、この地球に誕生して以来、大気、水、大地、生物等の自然の微妙な均衡の下に、その恵みを享受してきました。しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、私たちの身近な環境において、地球温暖化の進行、生態系の破壊など、様々な影響が現れてきています。

すべての人は、“健全で恵み豊かな環境”を享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承していく責務を負っています。

本市は、このような認識の下に、市民、事業者及び本市がそれぞれの立場で、又は協働して環境の保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを目的として、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

2 目指す環境像

本計画では、「はばたけ未来へ！ 京プラン」で掲げた6つの京都の未来像の一つである「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」を、目指す環境像として掲げます。

京都人が長い歴史のなかで培ってきた価値観である「もったいない」、「しまつ」、「おかげさま」の精神を尊び共有することで、交通・都市づくり、ものづくり、なりわい、すまいとくらしといったあらゆる場において、環境共生と低炭素のまちづくりを市民ぐるみで実践している状態を目指します。

地球環境に暮らしが豊かに調和する
『環境共生と低炭素のまち・京都』

3 目指す環境像の実現に向けて

実際に施策・取組を推進していくうえでは、目指す環境像について、市民、事業者及び本市が長期的な未来を視野に入れた具体的なイメージを共有していることが必要です。

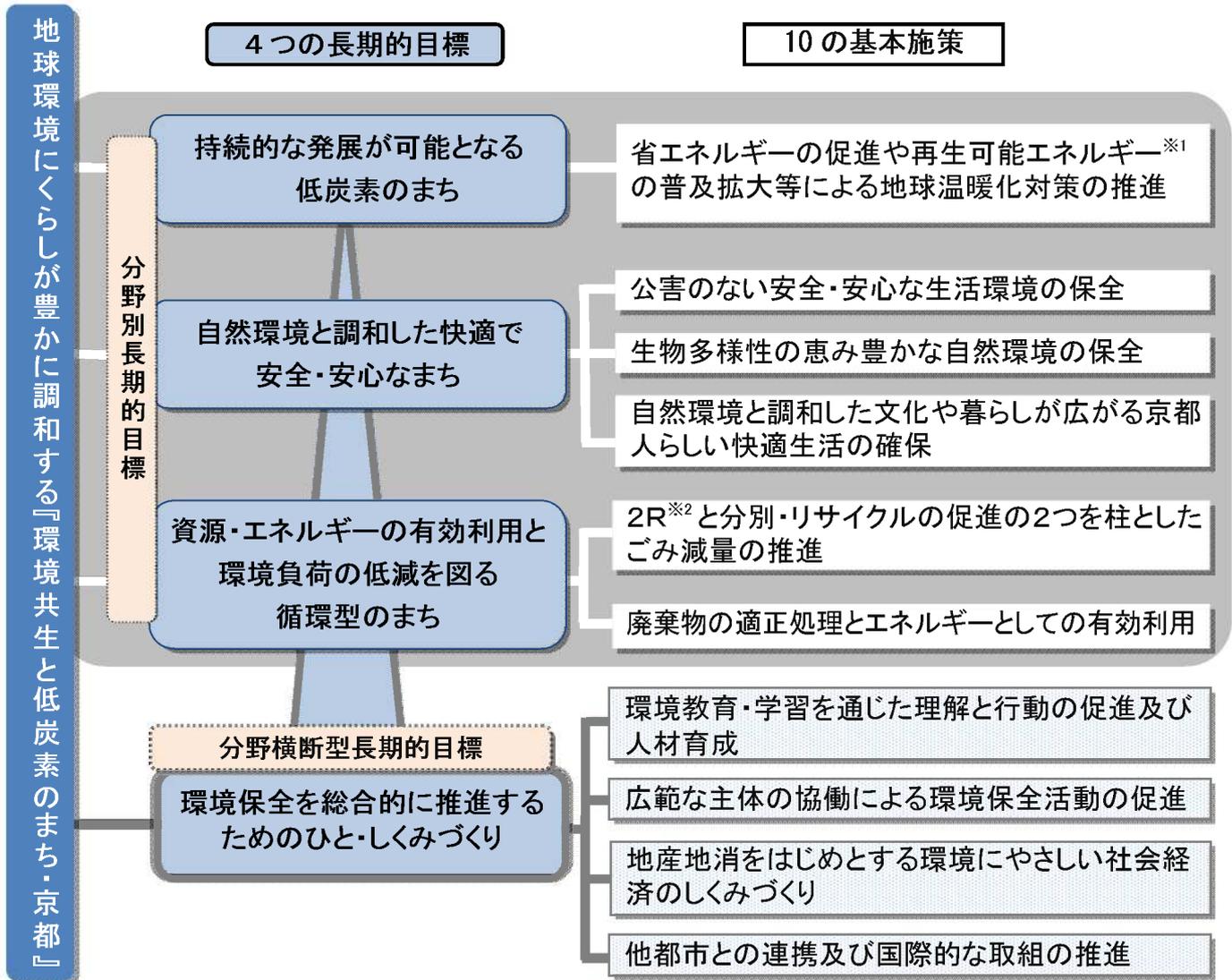
このため、本計画を策定する過程で、市民・事業者に対するアンケート調査を行い、本市の環境保全についての課題やニーズ等を把握するとともに、ワークショップを開催し、未来を担う子どもたちからは、「ぼくたち・私たちが夢見る京都の環境」をテーマとして、大人たちからは、「子どもたちが思い描いた京都の環境の実現に向けて」をテーマとして、目指す環境像の具体的なイメージについての御意見をいただきました（4～5ページ「私たちが目指す環境のすがた（ワークショップでの御意見を交えて）」を参照）。

本市は、ワークショップでいただいた御意見も踏まえ、「はばたけ未来へ！ 京プラン」や、環境分野の個別計画の内容と併せて十分に検討したうえで、次章以降のとおり、本計画の長期的目標や基本施策等を策定しました。

第3章 施策体系

本計画では、環境保全に関する施策や取組についての長期的な目標を示す「長期的目標」と、具体的な施策や取組を推進するに当たっての方向性を示す「基本施策」により「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」を目指します。

〔図 施策の体系〕



※1 再生可能エネルギー：太陽光，風力など，エネルギー源として永続的に利用することができるもの

※2 2R：ごみになるものを作らない・買わないといった「リデュース」と，再使用する「リユース」を合わせて，2Rといえます。

<施策体系等の改定のポイント>

- 分野別の長期的目標に加え，新たに，分野横断型の長期的目標「環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり」を設定し，施策を総合的に推進します。
- 計画の進行状況の点検・評価を行うための「環境指標」として，施策・取組の状況を客観的な数値により把握して評価を行う「客観的指標」に加え，新たに，市民の皆様の実感度を把握して評価を行う「主観的指標」を設定し，主観・客観の両面から総合的な評価を行います。

私たちが物質的な豊かさ、便利さや快適さを追い求める代償として温室効果ガス排出量が増加し、気温上昇をはじめ、集中豪雨等の異常気象等、地球温暖化の進行によるものと考えられる影響が顕在化しています。

このことも踏まえ、本市は、京都議定書誕生の地としての誇りと使命感を持って、市民、事業者との協働の下で、徹底した省エネルギー及び再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大、温室効果ガス排出量削減に寄与する環境・エネルギー関連産業の振興等を推進し、持続可能なエネルギー社会を実現すること等により、低炭素社会の構築を目指します。

関連する環境分野の個別計画

- 京都市地球温暖化対策計画（平成 23 年 3 月策定）
- 京都市エネルギー政策推進のための戦略（平成 25 年 12 月策定）
- 京都市バイオマス活用推進計画（平成 23 年 3 月策定）
- 京都市自動車環境対策計画（平成 23 年 8 月策定）
- 京都市役所CO₂削減率先実行計画（平成 24 年 3 月策定）

環境指標

<主観的指標>

- 豪雨や熱中症など地球温暖化の影響と思われる危機が自分たちの生活に迫りつつあると感じるか。
- 省エネルギーや節電の取組が年々進んでいると感じるか。
- 再生可能エネルギー導入の取組が年々進んでいると感じるか。
- 徒歩や自転車、公共交通機関優先の取組が年々進んでいると感じるか。

<客観的指標>

客観的指標	過去の実績値 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
温室効果ガス総排出量削減率 (H2 年度比)	6.9% (H18 年度)	-1.1% (H25 年度)	25% / 40% (H32 年度) / (H42 年度)
エネルギー消費量削減率 (H22 年度比)	— (H22 年度)	9.5% (H25 年度)	15% (H32 年度)
再生可能エネルギー導入量	530TJ ^{※1} (H22 年度)	770TJ (H26 年度)	1,690TJ ^{※2} (H22 年度比 3 倍以上) (H32 年度)

※1 TJ : J (ジュール) はエネルギーの量を表す単位で、T (テラ) は 10 の 12 乗 (1 兆) を表します。

※2 1,690TJ : 市内の御家庭の年間消費電力量に換算すると、約 12 万世帯分に相当します。

<コラム> 地球温暖化が進むとどうなる？

気候変動に関する政府間パネルの報告書において、新たな地球温暖化対策を実施しない場合、世界の平均気温は 21 世紀末には、産業革命以前に比べ、最大 4.8℃上昇すると予測しています。

地球温暖化が進行すると、次のようなリスクが高まることが示されています。

- ・ 大都市部への洪水
- ・ 熱波による死亡や疾病
- ・ 水資源不足と農業生産減少
- ・ 生態系サービスの損失 等

こうしたリスクを減らすためには、将来にわたって温室効果ガス排出を抑制することが非常に重要です。

また、気候変動の影響に対処するため、温室効果ガス排出を抑制する「緩和」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められています。

持続可能な低炭素社会を築くためには、一人ひとりがこれまでのライフスタイルや社会経済の在り方を見直し、共に行動を起こすことが必要です。

このため、一人ひとりが環境にやさしい取組を当たり前のこととして実践し、京都ならではの創意工夫を生かした、省エネルギーをはじめとする環境にやさしいライフスタイルへの転換・定着を促進するとともに、太陽光や太陽熱、バイオマス（生物由来の資源）等の再生可能エネルギーを普及拡大し、エネルギーが地域循環するまちづくりを推進します。

また、人と公共交通優先の歩いて楽しいまちづくり、森を再生し「木の文化」を大切にするまちづくりを推進するとともに、環境に配慮した住宅の普及促進に取り組めます。さらには、エネルギー効率の高い機器の導入など「事業活動の低炭素化」や、環境負荷の少ない優れた製品やサービス、水素エネルギー等を提供する環境・エネルギー関連産業の振興を図る環境にやさしい経済活動を促進します。

これらと同時に、地球温暖化による避けられない影響への対応を図る「適応策※」についても取組を進めていきます。

※ 適応策：気候変動の影響による水害や熱中症などの被害の防止・軽減等のための施策



大規模太陽光発電所（メガソーラー）

<コラム> 京都市のエコロジカル・フットプリントの算定 ～京都はエコなまち？！

人間の活動により、生活排水が川に流されたり、石油が採掘されたり、二酸化炭素が排出されたりするなど、地球にはいわば様々な足跡が残されます。このような足跡は、地球が持つ自然回復力によって元通りにされますが、もし足跡がたくさんあり過ぎると、回復が間に合わなくなります。

エコロジカル・フットプリント（以下「エコフット」）は、人間の社会経済活動が地球環境に及ぼしている負荷の大きさ＝“足跡”を面積で表し、地球が持つ自然回復力と比較する持続可能性指標であり、国連のデータに基づき、日本を含む世界 150 か国以上で算定されています。現在、世界全体のエコフットは自然回復力の約 1.5 倍、日本のエコフットは約 2.2 倍もの大きさであり、回復が間にあっていない状態です。

本市では、日本の自治体で初めての取組として、京都市のエコフットの算定調査を、グローバル・フットプリント・ネットワーク、WWF ジャパン、いであ（株）と共同で試行的に実施しました。その結果、京都市のエコフットの値（平成 22 年）は、日本全体のエコフットよりも約 10% 低く、特に、「交通」や「住宅・光熱費」による環境負荷が小さいことが分かりました。

このことから、京都のまちのづくりや市民の暮らしは、日本の平均と比べると、自然にやさしいといえることができますが、地球規模で見た場合には、地球の回復力の約 2.0 倍の足跡を残しており、必ずしも持続可能とはいええない状態でもあります。

自然の恵みを次世代に継承していくためには、限りある地球の資源の範囲内で暮らす工夫が大切になります。



出典：WWF ジャパン、「地球 1 個分のくらしの指標」

本市は、千二百年を超える歴史の中、自然環境と調和しながら、心豊かに暮らす独自の多彩な文化・伝統を育み、それらは、多くの人々の心を惹き付けています。採光や風通しなど様々な工夫がされた京町家、伝統的な祭り、京野菜などは、「山紫水明」と称される本市の恵み豊かな自然環境に支えられてきました。

このため、本市の豊かな自然環境を次の世代に引き継ぎ、多彩な文化・伝統が継承されるよう、本市は、大気、水、土壌などを良好な状態に保持・保全し、市民が安心して暮らすことができる公害のない安全・安心な環境を確保したうえで、優れた自然環境と調和した文化や暮らしが広がる、うるおいと安らぎのある快適なまちを目指します。

関連する環境分野の個別計画

- 京都市自動車環境対策計画（平成23年8月策定）【再掲】
- 京都市生物多様性プラン（平成26年3月策定）

環境指標

<主観的指標>

- 空気や河川の水がきれいに保たれていると感じるか。
- 多様な生きものが生息する良好な自然環境が保たれていると感じるか。
- 自然環境と調和した文化や暮らしが広がっていると感じるか。

<客観的指標>

客観的指標	過去の実績値 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
大気汚染に係る市保全基準達成状況*	73.3% (H18年度)	77.6% (H26年度)	100%
水質汚濁に係る市保全基準達成状況*	81.0% (H18年度)	88.0% (H26年度)	100%
京の生きもの・文化協働再生プロジェクト取組団体数		24団体 (H26年度)	150団体 (H32年度)

※ 市保全基準達成状況

市保全基準：市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、国で定める環境基準より厳しい基準等を本市が独自に制定しているもの

達成状況：測定項目ごとの市保全基準達成割合（市保全基準を達成した測定地点数／全測定地点数）を平均したもの

<コラム> 生物多様性とは？

生きものたちの豊かな個性と、生きもの同士のつながりのことをいいます。

生物多様性には、「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つのレベルで多様性があります。



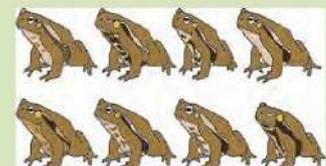
生態系の多様性

様々なタイプの自然環境があること
(森林、草原、河川、池沼など)



種の多様性

様々な種類の生きものが生息・生育していること
(動物、植物、菌類など)



遺伝子の多様性

同じ生きもの種類の中にも遺伝子による違いがあること
(形、模様、生態など)

基本施策(1) 公害のない安全・安心な生活環境の保全

安全の確保は、公害から人の健康・生活を守るといふ点において、環境行政の原点と位置付けられるものであり、低炭素社会、自然共生社会、循環型社会の基盤となるものです。

このため、大気汚染、水質汚濁等について、維持されることが望ましい基準を定め、その測定を市内各所で行い監視するとともに、市民や事業者への公害防止に向けた啓発や指導を適切に行うことなどにより、市民の健康を守り、公害のない安全・安心な生活環境の保全に努めます。



鴨川

基本施策(2) 生物多様性の恵み豊かな自然環境の保全



①深泥池 ②大文字山
③フジバカマとナミアゲハ ④洛西の竹林

本市は、市街地を取り囲む三山や鴨川をはじめとする河川が織りなす豊かな自然に恵まれ、私たちの暮らしや文化などは、こうした豊かな自然環境により育まれた生物多様性の恵みに支えられています。

このことを踏まえ、すべての人が生物多様性の恵みを私たちの生存や生活の基盤として再認識し、地域資源を生かした持続可能な暮らしや経済活動が行われている社会を目指して、生きものの生息環境を保全するとともに、生物多様性の保全を理解し行

動する人づくりや活動を促す仕組みとネットワークづくり等を促進させることで、生物多様性の恵み豊かな自然環境の保全に努めます。

基本施策(3) 自然環境と調和した文化や暮らしが広がる京都人らしい快適生活の確保

本市では、豊かな自然環境の下で、数多くの伝統的な建造物、京町家に代表される風情ある町並みを舞台に、門掃き、打ち水などといった先人たちの工夫による習慣が生まれ、文化や自然環境と調和した京都人らしい快適な暮らしが営まれてきました。

このことを踏まえ、自然豊かな都市景観を保全するとともに、公園や身近な緑・水辺環境の整備等を進め、京都人らしい快適な暮らしの確保に努めます。



歴史的な町並み

本市のごみ量（市受入量）は、高度経済成長とともに急激に増加し、平成 12 年度には 82 万トンのピークを迎えましたが、これまでの様々なごみ減量の取組と、市民、事業者の皆様の御理解、御協力と御努力により、ピーク時から 4 割以上の削減を実現するとともに、環境負荷の低減と、大幅なごみ処理コストの削減効果も見ているところです。

しかし、ごみ量は減り続けているものの、ここ数年は、ごみの減量がわずかな量にとどまっています。また、ごみ処理コストの削減や、最終処分場をできるだけ長く使用する必要があります。そのため、本市では、2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱とするごみ減量施策を推進し、資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減、さらには「もったいない」や「しまつ」といった京都らしいライフスタイルなどの定着を図り、市民、事業者の皆様とともに、全国のモデルとなる持続可能な循環型社会の構築を目指します。

関連する環境分野の個別計画

- 京都市循環型社会推進基本計画（新・京都市ごみ半減プラン）（平成 27 年 3 月策定）
- 京都市産業廃棄物処理指導計画（平成 23 年 3 月策定）
- 京都市バイオマス活用推進計画（平成 23 年 3 月策定）【再掲】

環境指標

<主観的指標>

- マイバッグの携帯などのごみを出さない暮らしが広がっていると感じるか。
- ごみを分別して出せる拠点が身近にあり、ごみの分別・リサイクルが進んでいると感じるか。

<客観的指標>

客観的指標	過去の実績値 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
一般廃棄物（ごみ）の市受入量	65.3 万トン (H18 年度)	46.1 万トン (H26 年度)	39 万トン (H32 年度)
ごみ焼却量	62.0 万トン (H18 年度)	43.5 万トン (H26 年度)	35 万トン (H32 年度)

<コラム> ごみの減量には、2Rの推進が必要です

<ごみを減らすために必要な3つの要素（3R）>

①Reduce（リデュース）：発生抑制

ごみになるものを作らない・買わないといった、そもそもごみになるものを減らすこと

②Reuse（リユース）：再使用

ものをそのままの形で繰り返し使用すること

③Recycle（リサイクル）：再生利用

ものを再び資源として利用すること

①リデュースと②リユースの2つを合わせて2Rといいます。

3つを合わせて3Rといいます。③リサイクルは、その処理過程で一定のエネルギーを消費することなど、環境負荷の面などから必ずしも良いことばかりとはいえないことから、特に、ごみの減量には、2Rを積極的に推進する必要があります。



ごみちゃん

基本施策(1) 2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱としたごみ減量の推進

一般廃棄物については、手付かず食品や食べ残しといった「食品ロス」や、レジ袋の削減などの2Rを促進するとともに、雑がみなどの資源ごみの分別の義務化や、市民、事業者などの分別・リサイクルを促進することにより、ピーク時（平成12年度82万トン）からの「ごみ半減」（平成32年度までに39万トン）に向け、ごみの減量を加速していきます。



産業廃棄物については、排出事業者や処理事業者が高い意識を持ち、廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルの促進をはじめとする環境保全の取組が実行できるよう、情報提供や啓発に努めるとともに、必要に応じた立入調査や指導等を適切に行い、違反行為等に対しては厳正かつ迅速に対応します。

基本施策(2) 廃棄物の適正処理とエネルギーとしての有効利用



南部クリーンセンター第二工場（仮称）
完成イメージ図（平成31年度稼働予定）

一般廃棄物については、環境負荷の低減とごみ処理コストの削減を図りながら、適正処理を行い、安心・安全の確保等に関する施策を推進します。

また、徹底してごみの減量化を図ったうえで、それでもなお残ったごみについては、従前から行っている焼却熱によるごみ発電と、新たに実施するバイオガス発電*を併用する

ことにより、ごみの持つエネルギー回収を最大化し、有効利用を図ります。

産業廃棄物については、排出事業者や処理事業者に対して、適正処理の確保に向けた指導・啓発を徹底するとともに、再生可能エネルギーの利用や熱回収といった環境に配慮した事業運営を呼び掛ける等、環境負荷の低減に向けた取組を進めていきます。

※ バイオガス発電：生ごみ等を発酵させて取り出したメタンガスを燃料として発電する方法

<コラム> ごみを減らすと、京都市唯一の最終処分場を長く使えます

市民の皆様が出したごみのうち、リサイクルできないごみは、クリーンセンターの焼却炉で燃やします。ごみを燃やした後は、灰が残りますが、その灰などを埋め立てるのが「最終処分場」です。

内陸都市である京都市は、最終処分場が一つしかありません。そのような状況の下、毎日運び込まれる灰により、最終処分場の寿命は徐々に短くなります。

本市唯一の最終処分場を、市民の貴重な財産としてできるだけ長く使用するためにも、更なるごみ減量を図る必要があります。



大きさは、約450万m³
(小学校の25mプール約1万個分)



エコランド音羽の杜
(東部山間埋立処分地)

持続可能な社会をつくるうえで、最大の鍵となるのが人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であり、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境とのつながりや、環境保全についての理解を深めるための教育及び学習といった環境教育を、ライフステージに応じて系統的かつ統合的に推進するとともに、各主体による環境保全活動の協働取組を広めていく必要があります。

このため、3つの分野からなる長期的目標のほかに、各分野を横断する長期的目標として、環境保全活動を主体的に進めることのできる「ひとづくり」と、市民・事業者も含めた各主体が協働して、環境保全活動に取り組むことのできる「しくみづくり」を掲げ、環境保全を総合的に推進していきます。

環境指標

<主観的指標>

- 学校や会社、地域で環境学習や環境保全活動の機会が増えていると感じるか。
- 環境に配慮したライフスタイルが広がっていると感じるか。

<客観的指標>

客観的指標	過去の実績値 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
環境保全活動プログラム参加者数※	198,295人 (H18年度)	193,810人 (H26年度)	250,000人 (H32年度)
京の生きもの・文化協働再生プロジェクト取組団体数(再掲)		24団体 (H26年度)	150団体 (H32年度)
KES 認証保有件数	439件 (H18年度)	949件 (H26年度)	1,100件 (H32年度)

※ 環境保全活動プログラム参加者数：自然体験学習の場の利用者数、京エコロジーセンターにおけるエコ学習やその他環境学習関連事業への参加者数の合計

基本施策(1) 環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成

環境保全を推進するためには、すべての人が環境について自ら考え、理解し、解決する能力を身に付けるとともに、進んで行動に移すことが必要です。

このため、既存施設の京エコロジーセンター(京都市環境保全活動センター)や北部・東北部クリーンセンターの啓発展示室に加えて、現在、整備を行っている南部クリーンセンター第二工場(仮称)に併設する環境学習施設を活用し、環境保全に関する理解と意識の向上を促します。

また、家庭、学校、地域、事業活動などの幅広い場で、ライフステージに応じた、市民・事業者への環境教育・学習の機会を充実させ、環境保全に関する自主的な行動を促すとともに、環境保全活動の中心を担う人材の育成に努めます。



京エコロジーセンター環境学習会の様子

基本施策(2) 広範な主体の協働による環境保全活動の促進



市民、事業者、大学、環境保全活動団体、本市などの広範な主体が、協働して環境保全活動に取り組む仕組みを構築します。

そのために、市民には、個人でも実践・参加できる環境保全活動等についての情報提供などを行い、事業者には、ISO14001^{※1}、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード^{※2}等の認証普及や啓発などを行い、地域コミュニティには、環境保全についての理解を深めるための人材の派遣、団体間の交流・連携につながる情報提供などを行います。

さらに、観光客をはじめ、本市を訪れる皆様にも、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力していただけるよう、情報提供や啓発を行います。

基本施策(3) 地産地消をはじめとする環境にやさしい社会経済のしくみづくり

京の旬野菜の振興、地域産木材等の利用促進などによる地産地消を進め、流通に係る二酸化炭素の排出量を削減し、環境にやさしい社会経済のしくみづくりを図ります。

また、環境、経済、暮らしの豊かな調和に向けて、高い技術力や匠の技、産学公のネットワーク等、これまで京都が築きあげてきた様々な知恵を融合して環境関連産業を育成し、環境保全に関する技術開発を促進します。

併せて、環境保全活動団体や事業者等との連携により、環境負荷の小さいグリーン商品・サービス等の普及に努めます。



京の旬野菜

基本施策(4) 他都市との連携及び国際的な取組の推進



COP21 パリ会議の関連イベントにおける発信

地球環境問題は、全人類の共通の課題であり、また、本市だけで解決できるものではなく、国内外の他都市との連携が不可欠となります。

このため、本市は、京都議定書誕生の地として、また、環境先進都市として、国内外の都市との情報交換や人材交流に努め、環境問題に関する国際会議や国際学会開催の促進・誘致を図るとともに、海外での会議にも積極的に参加し、本市の先進的な環境政策の発信などに努めます。

※1 ISO14001：国際標準化機構（ISO）によって定められた環境マネジメントシステムの国際規格

※2 KES・環境マネジメントシステム・スタンダード：中小事業者にも分かりやすく取り組みやすいものとして、「京のアジェンダ21フォーラム」が平成13年に策定した環境マネジメントシステムの規格

第4章 環境配慮指針

1 環境配慮の基本的な考え方

私たちは、自然環境の恵みを享受する一方で、私たちの日常生活や事業活動での様々な行動が、地球環境や地域の環境に負荷を与えています。

第2章で触れた、京都市が目指す環境像「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」の実現には、市民、事業者、本市が協力しながら、それぞれの立場で、自主的に環境に配慮した行動を実践していくことが必要です。

環境に負荷を与える要因となる行動、そして、そのことによる影響は、その行動をする場面により内容・程度も異なり、環境に配慮すべき行動も多様なものとなります。

そのため、本章では、様々な場面での環境に配慮すべき行動を網羅的に示すのではなく、各主体が自らの考えの下で、自主的かつ積極的に環境に配慮した行動を実践するための、環境配慮の前提として理解しておくべき基本的な考え方を環境配慮指針として示します。

2 各主体の環境配慮指針

(1) 市民の環境配慮

- ① 省資源・省エネルギーを実践し、低炭素化につながる暮らしを営みます。
- ② 環境汚染につながらない、自然環境にやさしい暮らしを営みます。
- ③ 生物多様性とその恵みを理解し、自然環境を守り、持続的に活用できるような暮らしを営みます。
- ④ まちなかの緑化、伝統的な町並みや文化の保全に協力するとともに、自然環境と調和した快適生活が維持されるような暮らしを営みます。
- ⑤ そもそもごみになるものを減らす“リデュース”と繰り返し使う“リユース”を合わせた2Rと、分別・リサイクルを実践する、環境にやさしい暮らしを営みます。
- ⑥ 環境問題への関心を高め、理解を深めるとともに、環境保全活動に積極的に参加します。

<コラム> DO YOU KYOTO?デー



京都市の環境マスコット
エコちゃん

本市では、「京都議定書」（平成9年に京都市で開催されたCOP3（国連気候変動枠組条約第3回締約国会議）で採択）が発効した平成17年2月16日にちなみ、毎月16日を「DO YOU KYOTO?デー」（環境に良いことをする日）とし、公共交通の利用促進や省エネなどの環境にやさしい取組を推進しています。

平成27年12月に、本市の姉妹都市であるフランス・パリで開催されたCOP21において、「京都議定書」に代わる新たな枠組で、全ての国が参加する「パリ協定」が採択されました。同協定には、平成32年以降は発展途上国を含む全ての国が協調して温室効果ガスの削減に取り組むことにより、産業革命前からの世界平均気温の上昇幅を2度未満とするとともに、1.5度未満に抑えるよう努力することなどが盛り込まれました。

(2) 事業者の環境配慮

- ① 省資源・省エネルギーを実践し、低炭素化に資する事業活動を行います。
- ② 公害関係法令を遵守することにより、公害の発生を防止し、自然環境にやさしい事業活動を行います。
- ③ 生物多様性とその恵みを理解し、自然環境を守り、持続的に活用できるような事業活動を行います。
- ④ まちなかの緑化、良好な景観や文化の保全に協力するとともに、そこで暮らす市民が自然環境と調和した快適生活を送ることができるような事業活動を行います。
- ⑤ 廃棄物の減量（発生抑制、再使用、分別・リサイクル）を促進するとともに、適正処理を徹底し、廃棄物による環境負荷が小さくなるような事業活動を行います。
- ⑥ 事業者として、環境教育を積極的に実施するとともに、他の主体と連携し、地域の環境保全活動や、本市が実施する環境保全に関する施策に協力します。

(3) 本市の環境配慮

- ① 環境保全に関する計画を策定し、その計画の下で、施策や取組を実施することで、本市、事業者、市民の協働により環境保全を推進します。
- ② 市内有数の大事業所として、省資源、省エネルギー、自然環境への配慮、ごみの発生抑制、再使用、分別・リサイクル等、環境負荷の低減に向けた取組を、本市の事務事業ごとの内容をきめ細やかに考慮したうえで、市民・事業者にも率先して実践します。
- ③ 行政機関として、公共事業を実施する際には、環境への配慮を行います。
- ④ 市民や事業者の環境保全についての学習の機会を確保し、環境保全活動の中心となる「ひとづくり」を進めるとともに、広範な主体が協働して環境保全活動がなされるための「しくみづくり」を行います。
- ⑤ 環境保全に関する技術の開発の支援や、環境関連産業の育成・推進のための支援に努めます。

<コラム> 世界の京都・まちの美化市民総行動



美化啓発パレード

清掃活動

「世界一美しいまち・京都」の実現を目指して、世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会が主体となり、市民の皆様やボランティア団体、企業等に参加を呼び掛け、平成10年度から「世界の京都・まちの美化市民総行動」を実施しています。

<コラム> 京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度

葵祭で使われるフタバアオイや、祇園祭の粽に欠かせないチマキザサ、をけら詣りで焚くオケラや源氏物語に登場するフジバカマなど、京都の祭りや文化を支えてきた生きものの保全・再生を実施する団体を本市が認定し、支援しています。



フタバアオイ

チマキザサ

第5章 計画の推進

1 計画推進の基本的な考え方

計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るためには、長期的目標や基本施策の到達状況や取組状況を定期的に把握したうえで評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このことを踏まえ、本計画の進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCAサイクルを活用して行います。

2 計画の推進体制

本市は、毎年、環境指標により本計画の進行状況を把握し、点検・評価を行ったうえで、京都市環境審議会に報告し、今後の計画推進のための意見・提言を受けます。

また、意見や提言を取りまとめた後、その内容を京都市環境基本条例第8条に基づく年次報告書や本市ホームページなどで公表します。

3 計画の進行管理

本計画の進行管理は、次の内容で実施します。

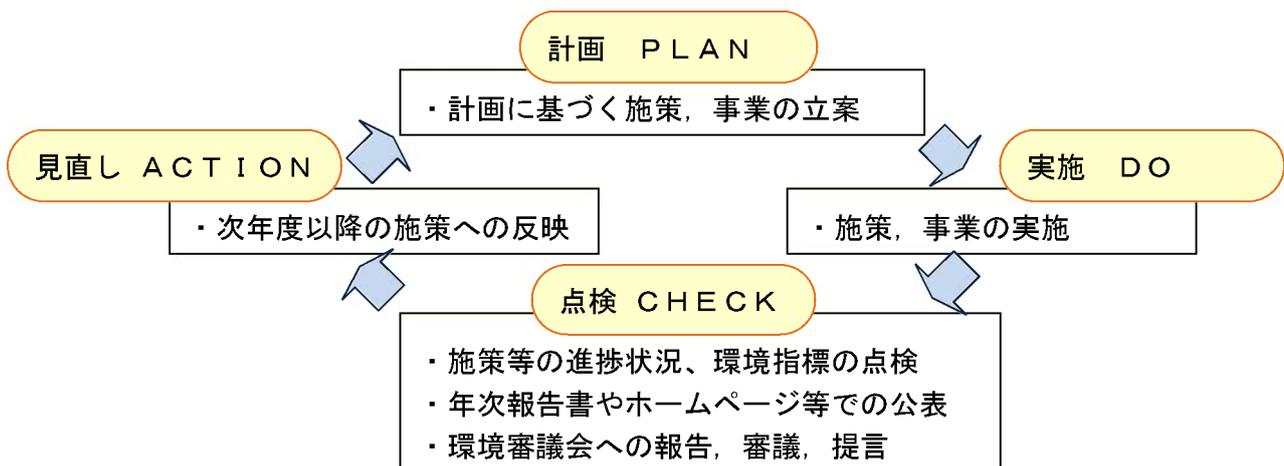
(1) 進行状況の点検・評価

環境指標について、市民へのアンケート調査や最新の数値を把握し、本計画の進行状況の点検・評価を行います。

(2) 点検・評価結果を受けての見直し

計画の進行状況・評価結果及び京都市環境審議会における意見・提言等を踏まえ、関係部局等における新たな事業の実施、既存事業の見直し又は個別具体的な対策や措置の改善等の検討を行います。

また、環境指標に関しては、計画の進行状況の的確な点検・評価を行うという目的から、計画策定後においても、適宜、新規の環境指標の採用、目標数値の新規設定や修正といった見直しを行います。



【資料編】

1 環境基本計画に関する計画等

■ 京都市基本計画

名称 (掲載URL)	担当部署
はばたけ未来へ！ 京プラン (http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000092658.html)	総合企画局市長公室
はばたけ未来へ！ 京プラン 実施計画 (http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/62-6-0-0-0-0-0-0-0.html)	行財政局財政部経営改革課 行財政局財政部財政課 総合企画局市長公室

■ 環境分野の個別計画

名称 (掲載URL)	担当部署
京都市地球温暖化対策計画 (http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000000328.html)	環境政策局地球温暖化対策室
京都市エネルギー政策推進のための戦略 (http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000161721.html)	
京都市バイオマス活用推進計画 (http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000099835.html)	
京都市役所CO ₂ 削減率先実行計画 (http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000119367.html)	
京都市自動車環境対策計画 (http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000119453.html)	環境政策局環境企画部環境管理課
京都市生物多様性プラン (http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000164243.html)	
京都市循環型社会推進基本計画(新・京都市ごみ半減プラン) (http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000189056.html)	環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課
京都市産業廃棄物処理指導計画 (http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000000035.html)	環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

■ 京都市環境保全基準

名称 (掲載URL)	担当部署
京都市環境保全基準 (http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000109566.html)	環境政策局環境企画部環境指導課

■ その他関連計画

名称 (掲載URL)	担当部署
京都市グリーン産業振興ビジョン (http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000186499.html)	産業観光局新産業振興室
京都市農林行政基本方針 (http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000081268.html)	産業観光局農林振興室農政企画課
京都市森林整備計画	産業観光局農林振興室林業振興課
京都市都市計画マスタープラン (http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000115733.html)	都市計画局都市企画部都市計画課
京都市景観計画 (http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000114167.html)	都市計画局都市景観部景観政策課
「歩くまち・京都」総合交通戦略 (http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000094578.html)	都市計画局歩くまち京都推進室
京都市住宅マスタープラン (http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/12-2-1-0-0-0-0-0-0.html)	都市計画局住宅室住宅政策課
京都市自転車総合計画 (http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000179704.html)	建設局自転車政策推進室
京都市緑の基本計画 (http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000077122.html)	建設局みどり政策推進室
京都市水共生プラン (http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000173827.html)	建設局土木管理部河川整備課 上下水道局下水道部計画課
京都市下水道マスタープラン (http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000157709.html)	上下水道局下水道部計画課

※ 組織名称及び掲載URLは平成28年3月時点のもの

2 京都市環境基本条例（抄）

<前文>

人類は、この地球に誕生して以来、大気、水、大地、生物等の自然の微妙な均衡の下に、その恵みを享受してきた。そして、京都の先人たちは、緑豊かな山々、清らかな流れ等の恵まれた自然の中で、優れた文化を創造するとともに、趣のある都市景観を形成する等、世界の人々を魅了する個性に満ちたまちを形作ってきた。

しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、都市生活に特有の公害が顕在化する等、私たちの身近な環境に様々な影響が現れてきた。更に、先進国を中心とする大量生産、大量消費及び大量廃棄を伴う人の活動は、直接又は間接に環境への負荷を増大させ、その影響は、自然の持つ復元力を超え、現在及び将来の人類を含むすべての生物の生存の基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境は、地球上のすべての生物にとって掛け替えのないものであり、すべての人は、その環境を享受する権利を有するとともに、その健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

このような認識の下に、本市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの立場において環境の保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを決意し、この条例を制定する。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 環境の保全は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことができない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならないこと。
- (2) 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、総合的かつ計画的に行われなければならないこと。
- (3) 環境の保全は、本市、事業者及び市民が、すべての活動を行うに当たって、環境の保全の重要性を理解し、環境の保全について十分な配慮をするとともに、環境の保全に関する活動に参加し、及び協力することにより行われなければならないこと。
- (4) 環境の保全は、恵まれた自然の中で優れた文化を創造してきた京都の環境の特質を生かすように推進されなければならないこと。
- (5) 地球環境の保全は、本市、事業者及び市民がこれを共通の課題であると認識し、その認識が施策、事業活動及び日常生活に反映されることにより積極的に推進されなければならないこと。

（環境基本計画）

第9条 市長は、本市の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱
- (3) 環境の保全に関する配慮の指針
- (4) その他環境の保全に関する重要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、京都市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くとともに、事業者及び市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

（以下略）

（環境基本計画と他の施策との整合）

第10条 本市は、施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

3 改定の経過

開催年月日	会議名等	内容
平成27年 3月27日	審議会	<諮問> ・ 京都市環境基本計画の改定について
平成27年 5月 7日	第1回 検討部会	・ 環境基本計画改定検討部会の進め方について ・ 計画改定の基本的な考え方・方向性について
平成27年 8月 5日	審議会	・ 環境基本計画の改定について（中間報告）
平成27年 8月 5日	第2回 検討部会	・ 改定計画の全体構成について ・ 改定計画の長期的目標及び基本施策について ・ 市民意見の聴取について
平成27年 8月22日	ワークショップ	・ ぼくたち・わたしたちが夢見る京都の環境 （小中学生対象）
平成27年 8月29日	ワークショップ	・ 子どもたちが思い描いた京都の環境の実現に 向けて（一般市民対象）
平成27年10月 6日	第3回 検討部会	・ 市民意見の聴取及び計画への反映について ・ 環境指標について ・ 環境配慮指針について ・ 進行管理について ・ 環境基本計画の骨子（案）について
平成27年11月24日	第4回 検討部会	・ 環境基本計画の改定について（答申案）
平成27年12月 3日	審議会	・ 環境基本計画の改定について（答申案）
平成27年12月16日	答申	<答申> ・ 京都市環境基本計画の改定について
平成27年12月25日 ～平成28年1月29日	市民意見募集	・ 京都市環境基本計画（改定案）に関する市民 意見募集
平成28年3月	計画改定	

4 京都市環境審議会等委員名簿

京都市環境審議会委員名簿

平成28年3月末時点

氏名	役職名等
浅岡美恵	特定非営利活動法人気候ネットワーク代表
<input type="checkbox"/> 板倉豊	京都精華大学大学院人文学研究科教授
<input type="checkbox"/> 大久保規子	大阪大学大学院法学研究科教授
大里茂美	京都府中小企業団体中央会専務理事
尾崎満彦	公益社団法人京都工業会環境委員会委員長
<input type="checkbox"/> 小幡範雄	立命館大学政策科学部教授
小笠原三紀夫	京都大学名誉教授
木崎藤吾	日本労働組合総連合会京都府連合会執行委員
小杉隆信	立命館大学政策科学部教授
<input type="checkbox"/> 小山里奈	京都大学大学院情報学研究科准教授
<input type="checkbox"/> 才寺篤司	京都商工会議所産業振興部長
在間敬子	京都産業大学経営学部教授
坂野上なお	京都大学フィールド科学教育研究センター助教
塩路昌宏	京都大学大学院エネルギー科学研究科教授
島田洋子	京都大学大学院工学研究科准教授
住岡町子	市民公募委員
◎ 内藤正明	京都大学名誉教授
中島醇子	市民公募委員
仁連孝昭	滋賀県立大学名誉教授
濱崎加奈子	伝統文化プロデュース連代表
久山喜久雄	フィールドソサイエティー代表
<input type="checkbox"/> 深尾清美	京都市立百々小学校長
牧野美絵	弁護士
松本逸平	京都地方気象台長
三浦晶子	京都府医師会理事
水腰英樹	株式会社京都新聞社論説委員
村井正	京都市保健協議会連合会会長
<input type="checkbox"/> 村瀬克子	京都市地域女性連合会常任委員
森本幸裕	京都学園大学バイオ環境学部教授
諸富徹	京都大学大学院経済学研究科教授
山口寛士	京都府環境部長
山舖恵子	株式会社京都リビング新聞社統括編集長
湯本貴和	京都大学霊長類研究所教授

(◎会長 環境基本計画改定検討部会委員, 五十音順, 敬称略)

環境基本計画改定検討部会委員名簿

氏名	役職名等
池垣加織	市民公募委員
板倉豊	京都精華大学大学院人文学研究科教授
大久保規子	大阪大学大学院法学研究科教授
◎ 小幡範雄	立命館大学政策科学部教授
小山里奈	京都大学大学院情報学研究科准教授
才寺篤司	京都商工会議所産業振興部長
深尾清美	京都市立百々小学校長
村瀬克子	京都市地域女性連合会常任委員

(◎部会長, 五十音順, 敬称略)

「DO YOU KYOTO?」って どうゆうこと?

平成9年に京都で採択された京都議定書にちなんだ
「環境にいいことしていますか?」
という意味の合言葉です。

例えば、こんなことから始めてみませんか?

公共交通の利用
(ノーマイカーなど)



節電
(ライトダウンなど)



ごみの減量
(マイバッグの使用など)



毎月16日は オール京都で「環境に良いこと」をする
「DO YOU KYOTO?デー」です。